

# 滋賀県水源森林地域保全条例の概要

## 目的（第1条関係）

琵琶湖森林づくり条例第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与すること

## 責務（第3条・第4条関係）

〔県の責務〕

水源森林地域の保全に関する施策を実施するとともに、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めることとし、市町に対し必要な情報の提供または助言を行う

〔土地所有者等の責務〕

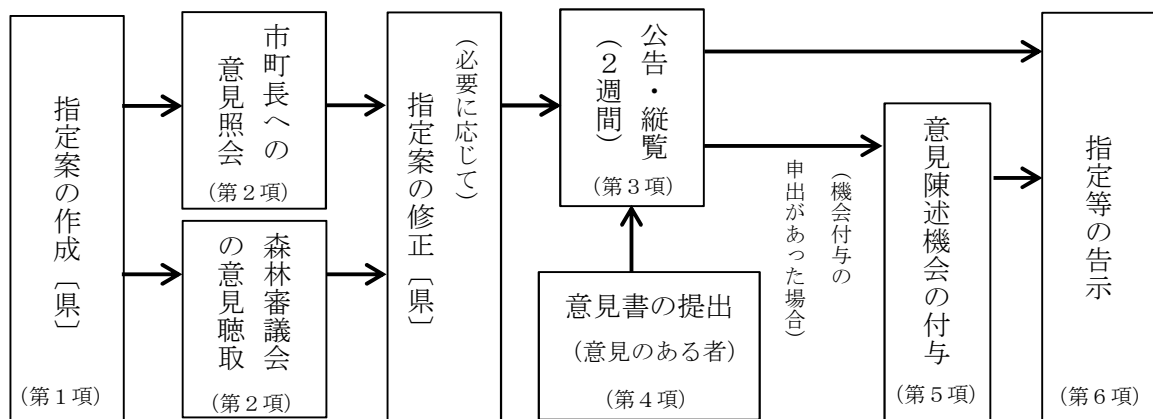
水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 基本方針（第5条関係）

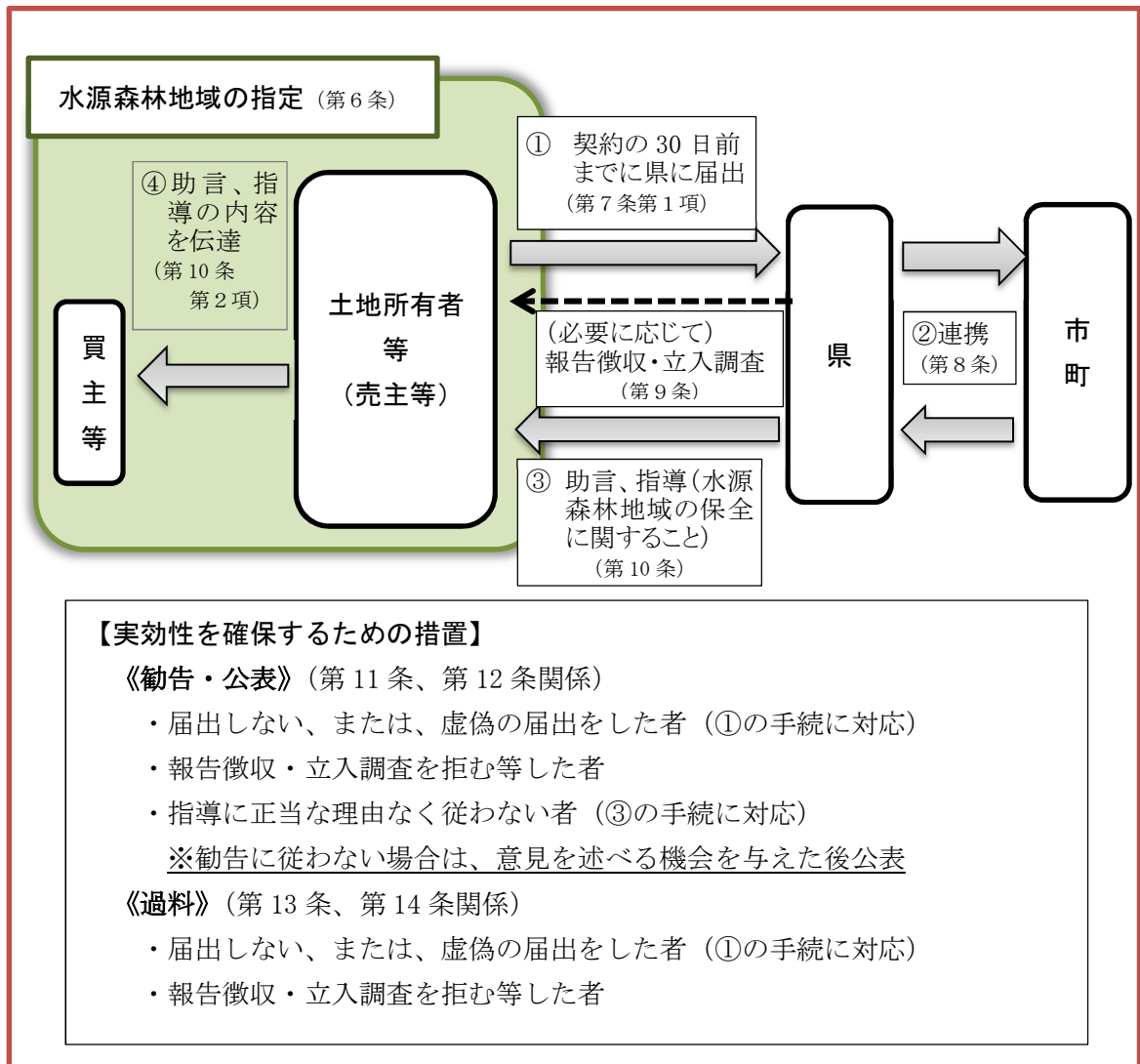
水源森林地域の保全に関する基本方針として次に掲げる事項を定める

- ①水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- ②水源森林地域の指定に関する基本的事項
- ③その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

## 水源森林地域の指定（第6条関係）



**土地取引等の事前届出**（第6条～第14条関係）



**施行日**（付則関係）

届出に関する部分は、平成28年1月1日から施行

（届出に関する部分以外（基本方針の策定、水源森林地域の指定等）は、平成27年4月1日から施行）